

# 岩手大学 R I 総合実験センター規則

平成16年 4月 1日 制定  
平成26年 4月 1日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第7条の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）R I 総合実験センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定め、実験センターの適正かつ効率的な運営及び利用を図ることを目的とする。

## (組織)

第2条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

一 R I 総合実験センター長（以下「センター長」という。）

二 センター職員

2 前項の職員のほか、センター長が必要と認める場合は、R I 総合実験センター副室長（以下「副センター長」という。）を置くことができる。

## (センター長)

第3条 センター長は、運営責任者としてセンターの運営を統括する。

2 センター長は、岩手大学放射線安全委員会（以下「委員会」という。）の推薦を受け、学長が選考し任命する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任センター長の残任期間とする。

## (副センター長)

第3条の2 副センター長は、センター長の職を補佐する。

2 副センター長は、センター長が推薦し、学長が任命する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副センター長を推薦したセンター長の任期を超えないものとする。

## (利用)

第4条 センターの利用は、研究及び教育その他本学の運営上必要と認められるものに限るものとする。

## (利用者)

第5条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

一 本学の教員その他の職員

二 本学の学生（責任教員の指導監督を得られる場合に限る。）

三 その他センター長が適当と認めた者

2 前項に掲げる者で、センターの利用を希望するもの（以下「利用者」という。）は、センター利用申請書をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

## (利用時間)

第6条 利用時間は、原則として9時から17時までとする。

2 土曜、日曜、祭日等の休日及び平日の時間外の利用は、センター長の許可を得た場合に限る。

(遵守事項)

第7条 利用者は、この規則及び岩手大学放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）その他関係法令を遵守するとともに、安全の確保及び秩序の維持を図り、かつ、施設・設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(経費負担)

第8条 利用者は当該利用に係る実験機器、材料等について、センターが供給するものを除き、その経費を負担しなければならない。

2 利用者が故意又は重大な過失により設備等を損傷したり、施設の運用に支障を生じせしめたときは、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(利用停止)

第9条 利用者が、この規則及び予防規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長が利用の承認を取り消し又はその利用を停止することができる。

(利用の明記)

第10条 利用者は、センターを利用して行った研究の成果を論文等に公表するときは、当該論文等にセンターを利用した旨を明記しなければならない。

2 利用者は、前項の公表された論文等の写しをセンター長に送付するものとする。

(疑義)

第11条 この規則の規定の解釈に明確に判断することができない事項が生じたときは、委員会がその都度判断する。

(雑則)

第12条 この規則のほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。